

ごてんば社協だより

ひだまり

成年後見制度とは何ですか？

私たちは、「食料品や日用品を買う」「預貯金の入金や出金をする」などの日常的な行為のほか、賃貸借の契約、福祉サービスの利用の手続き、預貯金や不動産の管理など日々の生活の中で、さまざまな判断や決定をしています。

しかし、善し悪しを判断する能力が十分ではない場合は、自分に不利益な契約であってもよく分からないまま契約をしてしまい、悪徳商法などの被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない方々が、その人らしく安心して生活できるよう、権利や財産を保護し、支援する制度です。



ひだまり No.284 もくじ

- 成年後見制度とは何ですか …… 1
- 成年後見制度Q&A …… 2～3
- 講演会・説明会のご案内 …… 4

Q1 成年後見制度にはどのような種類がありますか

A1

成年後見制度には大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの種類があります。

また、法定後見制度は「^{ほじょ}補助」「^{ほさ}保佐」「^{こうけん}後見」の3つに分かれています。

成年後見制度

任意後見制度

「判断能力が低下する前」に「本人」がサポートしてくれる人を選びます。

法定後見制度

(補助・保佐・後見)

「判断能力が低下した後」に「家庭裁判所」がサポートしてくれる人を選びます。

Q2 任意後見制度とは何ですか

A2

本人の判断能力が十分にあるときに、あらかじめ、自分自身でサポートしてくれる人（「任意後見人」といいます。）を選んでおき、その人とサポートしてもらう内容などを「公正証書」で契約しておく制度です。



Q3 法定後見制度とは何ですか

A3

本人の判断能力が低下し生活に支障が出たときに、本人や家族などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所がサポートしてくれる人を選ぶ制度で、判断能力の度合いに応じて、「補助」「保佐」「後見」という3種類のサポート制度に分けられています。

高 ← 判断能力 → 低

補助

サポートを受けられれば契約などの際に安心

保佐

サポートを受ければ契約などができる

後見

サポートを受けても契約などができない

※「契約など」とは、不動産や自動車の売買、金銭の貸し借りなど契約書を取り交わすことが一般的となっている行為の意味や内容を理解し、判断することをいいます。

Q4 成年後見人等の役割は何ですか

A4

成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）は、本人の意思を尊重し、福祉サービスの利用など本人がその人らしく暮らすために必要な契約や公共料金などの支払い、預貯金や不動産の管理などを、家庭裁判所の監督を受けながら行います。

食事の世話や実際の介護、入院時の身元引受けなどは、成年後見人等の役割ではありません。

成年後見人等が行うことの一例



Q5 成年後見人等には、どのような人が選ばれるのですか

A5

成年後見人等には、本人に必要な支援の内容に応じて、家庭裁判所が最も適任だと判断した人を選任します。

本人の親族、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家や社会福祉協議会などのほか、新たな担い手として市民後見人が選ばれることもあります。

※市民後見人とは

社会貢献への意欲が高く、市町が実施する養成講座の受講により成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた一般市民の方の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人を「市民後見人」といいます。

Q6 法定後見制度を利用するための手続きは

A6

法定後見制度を利用するためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所（本人が御殿場市に住んでいる場合は、静岡家庭裁判所沼津支部）に申し立てを行います。

この申し立てができる人は、本人・配偶者・4親等内の親族などですが、身寄りがいないなど申し立てをする人がいない場合は、市長が申し立てをすることができます。

成年後見制度に関する講演会を開催します！



成年後見制度の概要と成年後見人の活動について話していただきます。

講師

福地・杉山法律事務所代表 弁護士 福地 明人氏
ふるい後見事務所代表 社会福祉士 古井 慶治氏

対象者

成年後見制度に関心のある御殿場市民・小山町民の方

日時・会場

- 令和元年7月7日(日) 13:30～15:30 (開場13:00)
御殿場市民交流センター「ふじざくら」・交流ホール
(御殿場市萩原988番地の1)
- 令和元年7月13日(土) 13:30～15:30 (開場13:00)
小山町総合文化会館・菜の花ホール
(小山町阿多野130番地)

※申込みは不要、参加費は無料です。

※同じ内容で2回開催しますので、ご都合のよい会場にお越しください。

市民後見人養成講座の説明会を開催します！



誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるように、判断能力が十分でない方の生活を、市民感覚を生かしたきめ細かな後見活動により支えていく「市民後見人」に対する期待が高まっています。

御殿場市と小山町では、この「市民後見人」として必要となる基礎知識を習得していただく「市民後見人養成講座」を10月5日(土)から共同で開催します。

講座の開催に当たり、成年後見制度の概要や市民後見人の活動、養成講座のカリキュラムなどについての説明会を開催します。

対象者

市民後見人に関心のある御殿場市民・小山町民の方

日時・会場

- 令和元年8月3日(土) 13:30～14:30 (開場13:00)
御殿場市民交流センター「ふじざくら」・交流ホール
- 令和元年8月4日(日) 10:00～11:00 (開場9:30)
小山町総合文化会館・2階 集会室

※同じ内容で2回開催しますので、ご都合のよい会場にお越しください。

※詳しくは、「ひだまり 6月20日号」でお知らせします。